

フォークリフト運転技能講習の受講申込みにおける  
「マイナ免許証」の対応につきまして

一般社団法人高崎労働基準協会

当協会で開催する「フォークリフト運転技能講習」（群馬労働局長登録第 115 号）は、一部科目が免除となる普通自動車免許等所有者を対象としているため、受講申込みにあたっては運転免許証の写しを添付していただいております。

この運転免許証につきまして、令和 7 年 3 月 24 日からマイナンバーカードと運転免許証が一体化した「マイナ免許証」の取り扱いが始まりました。これによりマイナ免許証のみの方が当協会の「フォークリフト運転技能講習」を受講申込みされる場合には、警察庁提供の

「マイナ免許証読み取りアプリ」（<https://myna-menkyo-app.npa.go.jp/>）で読み取った免許画像を印刷したもの（ネット申し込みの場合にはダウンロードした画像データ）を添付していただきますようお願いいたします。

（「マイナ免許証読み取りアプリ」のサンプル画像）

【免許画像】



【画像データをダウンロードする場合】

